

(七) 給料ノ件

手當共合三十日ニ滿タカル者ハ月給三十日トセラレタレ

回答 月額共合二十日ニ滿タカル者ニ對シテハ月給二十日ヲ給ス

(八) 公傷疾病ノ件

相當ノ見舞金ト医薬料並ニ休養中ノ給料ヲ支給セラレタレ

回答 從來見舞金医薬料ヲ支給シツ、アリ

(九) 解雇ニ関スル件

(イ) 會社ノ都合ニ依リ解雇スル場合ハ當人ノ最後ノ月ノ給料ノ二ヶ月分以上及退職手當ヲ支給セラレタレ

(ロ) 本人ニ不都合アリテ解雇セラル、場合ト雖モ自発的の退社ト見做シ退職手當ヲ支給セラレタレ

回答 (イ) 會社ノ都合ニ依リ解雇スル場合ハ勤務ノ状態ニ依リ左ノ通支給ス

滿六ヶ月勤務ノ者ニハ最後ノ給料月額ノ半分

一ヶ年以上勤務ノ者ニハ一ヶ月分

(ロ) 本人ノ都合ニ依リ退社スル場合ハ解雇手當ヲ支給セズ

(イ) 本人ニ不都合ノ齋アリテ解雇ノ場合ニハ退職及解雇手當ヲ支給セズ

一三 會社側

會社ハ四名解雇ノ補欠トシテ臨時雇人ヲ入レタルカ復讐交渉

ニ對シテモ之ヲ拒絶ノ意圖ナリ

一三 従業員側

被解雇者四名以外ノ従業員ハ手當連執業シ居んモ組合ノ指揮ヲ待テ行動スル意圖ナリ

右及中(通)報候也